

世田谷区社会福祉協議会へのご寄附は、寄附金控除を受けられます

～確定申告の際の寄附金控除について～

世田谷区社会福祉協議会は、寄附金控除ができる特定公益増進法人（社会福祉法人）です。世田谷区社会福祉協議会への寄附については、個人の方は所得税と住民税、法人の方は法人税の計算上、控除が受けられます。

以下の内容は、現在の法令に基づいて記載しております。

(注) 都及び市区町村から提出の要請があった場合、寄附者の住所・氏名・寄附金額等を記載した名簿を提出することがありますので、予めご承知置きください。

I. 個人が寄附をした場合

1. 所得税の概要

当協議会に対する寄附金は「所得控除」の対象となります。

※控除の対象となる寄附金は、「特定寄附金」に該当する場合で、社会福祉協議会等の社会福祉法人のほか、歳末たすけあい・地域支えあい募金や、日赤、国や地方公共団体等への寄附金も対象となります。「特定寄附金」の範囲等、詳細につきましては、税務署にお問い合わせください。

(1) 控除計算の概要

次のいずれか低い金額－2,000円＝寄附金控除額

- イ その年に支出した特定寄附金の合計額
- ロ その年の総所得金額等の40%相当額

(2) 還付を受けるための手続き

還付を受けるには、所轄税務署にて確定申告を行ってください。その際には、当協議会からお渡しした「領収書」が必要ですので、確定申告まで大切に保存してください。

2. 住民税の概要

当協議会に対する寄附金は東京都および世田谷区の住民税の税額控除の対象となります。

当協議会に寄附された翌年の1月1日現在に東京都にお住まいの方は、確定申告を行うと、都民税の税額控除（寄附金額－2,000円の4%）が受けられます。また、世田谷区にお住まいの方は、加えて特別区民税の税額控除（寄附金額－2,000円の6%）も受けられますので、合わせた控除税率は10%となります。

確定申告書の記載に際しては、所得税に係る寄附金控除欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄中の「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」欄へ寄附金額の記入を行ってください。

※この場合の寄附金額は、年間所得の30%が限度となります。

II. 法人が寄附をした場合

1. 損金算入の計算事例

当協議会に寄附された法人（株式会社、有限会社、社会福祉法人、医療法人、社団法人、学校法人、認定NPO法人など）は、確定申告によって次の限度内で損金算入ができます。

【社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第37条第4項該当）】
(期末資本金等×当期の月数/12×3.75/1000 + (所得金額 + 損金経理の寄附金額) × 6.25/100) × 1/2
上記は、一般的な計算事例ですので、詳細は税務署等にご確認ください。

2. 損金算入のための手続き

上記の措置を受けるためには確定申告に際して、当協議会からお渡しした「領収書」が必要となりますので、確定申告まで大切に保存してください。

また、社会福祉協議会の会費を納入いただいた法人につきましては、毎年12月に「会費（寄附金）納入証明書」を郵送致しますので、税務署に寄附金の損金算入の手続きを行う際にお使いください。

※歳末たすけあい・地域支えあい募金の寄附金控除用の領収書が必要な方は、お手数ですが、お近くの地域社会福祉協議会事務所までご連絡ください。

※所得税・法人税の控除については税務署に、特別区民税の控除については、市区町村へ、都民税の控除については東京都へ直接お問合せください。

※国税庁のホームページ（ホーム>税について調べる>タックスアンサー）もご参照ください。